

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 台湾企業との間の売買契約の準拠法合意及び仲裁合意

今回は、中国企業と台湾企業との間の売買契約における準拠法及び仲裁合意についてその有効性を検討します。中国の法領域と台湾の法領域をどのように考えるのか、それぞれの裁判所の判決及び仲裁判断の取扱いがどのようになるのか等、他の国家との関係とは異なる考察を要する場合があります。

以下では、中国企業と台湾企業との間の売買取引における準拠法及び仲裁に関する合意を通じて、中国企業と台湾企業との間の取引にかかわる法的問題を検討します。

Q: 当社は、1995年に独資会社A社を設立し、日本の顧客及び当該顧客が中国で設立した会社向けに樹脂部品を製造し、販売してきました。この度、日本の顧客の紹介を受け、A社で製造した樹脂部品を台湾台北市の台湾企業B社に継続的に販売する取引の成約に至る状況になりました。中国企業と台湾企業との間の売買取引ということで、ある程度しっかりとした内容の売買基本契約を締結したいと考えています。いくつもの問題点はあるのですが、そのうち、準拠法及び仲裁合意をどのようにするか悩んでいます。B社は、日本の顧客の紹介を受けた会社で、当該顧客と従前から取引関係があり、その董事長も日本語が堪能です。そこで、上記の売買基本契約については、準拠法を日本法とし、仲裁は、日本の仲裁機関での仲裁として規定したいと考えています。しかし、考えてみると、A社もB社の日本の会社ではなく、その売買目的物は日本を経由しませんし、及び代金の決済も特に日本と関係がありません。上記のような準拠法合意や仲裁合意は、有効な合意と言えるのでしょうか？

A: 本件では、中国法と台湾法の両法領域において衝突が生ずる場面が想定されており、契約当事者は、準拠法の指定合意や仲裁合意をする実益があるといえます。結論から申し上げますと、上記の法領域とは関係がない日本法を準拠法とすることが適当か？という法実務上の適正さについては一応の検討を要すると思いますが、中国企業と台湾企業との間の売買契約について、契約当事者がその準拠法を日本法とし、日本の仲裁機関での仲裁を合意した場合には、当該準拠法の指定合意及び仲裁合意とも、それぞれ中国法及び台湾法下で有効な合意と考えることができ、また、当該合意に基づき、日本の仲裁機関でなされた仲裁判断については、それぞれ中国及び台湾において承認・執行の対象となる外国仲裁判断となると考えます。上記の回答については、さまざまな要検討点があるのですが、主要な検討点について、以下、それぞれ中国法及び台湾法の観点から検討します。

1 中国と台湾の法領域関係

(1) 中国法の観点

「最高人民法院の人民法院の台湾地区の関係する裁判所の民事判決の承認に関する規定」(法釈[1998]11号)、「最高人民法院の人民法院の台湾地区の関係する裁判所の民事判決の承認に関する補充規定」(法釈[2009]4号)は、台湾地区の裁判所の民事判決(及び法釈[1998]11号の第19条により台湾地区の仲裁機関の仲裁判断も対象となります。)について、中国の人民法院の承認を条件として中国国内での法執行力を認めるとしています。その制度の構造は、他の外国裁判所の判決と基本的に同様です。議論はあると思うものの、台湾地区の法領域を中国自国の法領域とは異なることを前提に、その法領域の裁判所でなされた判決を上記の承認を条件に法執行力を認めていると考えることができます。

(2) 台湾法の観点

上記の中国の場合と同様に、「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」第 48 条は、台湾地区と大陸地区との間の債権契約について当事者がその準拠法を約定した場合にはその約定に従うことを定め、また、同条例第 74 条は大陸地区の民事確定判決、民事仲裁判断が台湾地区の公共の秩序又は善良な風俗に違背しない場合には、裁判所がこれを承認することができることを定めています。台湾地区も中国と同様に、大陸地区の法領域を台湾自国の法領域とは異なることを前提に、その法領域の裁判所でなされた判決を上記の承認を条件に法執行力を認めていると考えることができます。

上記の状況から、まず、中国と台湾は、法的には、法領域を異にする地域と、それぞれの国・地区で考えられているといえます。

2 準拠法指定の有効性

(1) 中国法の観点

涉外契約について、契約当事者による準拠法の指定合意を認めています(契約法第 126 条第 1 項等)。涉外契約は、一般的には「一方又は双方の当事者が外国人、無国籍人、外国法人である場合」等と定義されています(『民法通則』の貫徹執行に係る若干の問題に関する意見(試行))(法(弁)発[1988]6 号))。中国と台湾地区との関係を「外国」と評価しうるかどうかにについて明確に規定する法規等は検出することができないのですが、前記のように、台湾地区の法領域を異なる法領域と考えるのであれば、台湾企業との契約について、契約当事者が準拠法の指定合意をすることができないと考える(仮にこのように考えるのであれば、中国法が常に適用されることになってしまいます。)合理的な根拠は見当たりません。

(2) 台湾法の観点

「涉外民事法律適用法」第 6 条第 1 項(なお、2010 年 5 月 26 日から 1 年を経て施行される同法改正法第 20 条第 1 項も同様に規定しています。)は、一般的に涉外契約において契約当事者による準拠法の指定合意を認め、前記の「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」第 48 条第 1 項は、更に相手方が大陸企業である場合にも、その準拠法を契約当事者が約定することができる旨を定めています(なお、条例は、台湾地区と大陸地区との異なる法領域における関係を定める法規であることから考えると、上記の約定も台湾地区と大陸地区のいずれかの法の選択のみを定めていると考えることもできますが、法文上は、このような限定的な規定をしていないことから、上記引用しています。)

3 第三国法を準拠法の指定法とする合意の有効性

(1) 中国法の観点

法規中に、涉外契約の準拠法指定合意について、取引に関連する法領域中から選択しなければならないことを定める規定は見当たりません。また、第三国法を準拠法とした契約の有効性等を否定した中国の裁判例、仲裁判断例も見当たりません。議論はありえますが、基本的には、中国の法規は、涉外契約についての当事者の準拠法指定合意について、当事者の意思によることを認めていると考えるのが合理的です。従って、涉外契約において第三国法を準拠法とする合意は、中国法の適用下において直ちにその合意の効力を否定されるものではないと考えるのが合理的です。

(2) 台湾法の観点

法規中に、涉外契約の準拠法指定合意について、取引に関連する法領域中から選択しなければならないことを定める規定は見当たりません。議論はありえますが、基本的には、台湾の法規は、涉外契約についての当事者の準拠法指定合意について、当事者の意思によることを認めていると考えるのが合理的です。従って、涉外契約において第三国法を準拠法とする合意は、台湾法の適用下において直ちにその合意の効力を否定されるものではないと考えるのが合理的です。

4 第三国仲裁機関・手続規則等の指定合意の有効性

(1) 中国法の観点

涉外契約において当事者は、中国国外の仲裁機関において仲裁をすることを合意することができ、当該仲裁機関について特段の制限はありません(契約法第 128 条第 2 項等。なお、後述する仲裁判断の中国国内における承認・執行の可能性は別の問題です。)

(2) 台湾法の観点

例えば「仲裁法」第47条第2項は、外国仲裁判断については、台湾の裁判所の承認を経た後に執行名義となることを定めています。また、仲裁機関自体を指定して仲裁合意の効力の有無を定める法規中の規定は見当たりません。

5 日本の仲裁機関の仲裁判断の中国、台湾における承認・執行の可能性

(1) 中国法の観点

日本及び中国とも仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約の加盟国であり、日本の仲裁機関の仲裁判断であること自体を理由として中国において承認・執行が認められない理由はありません。また、前記のように、中国法上、台湾法人と中国法人との間の売買契約は、涉外契約と考えるのが合理的であり、かつ、前記のように、第三国法を準拠法として指定する当事者の合意も、中国法上有効な合意であると考えべきであることを前提とすると、準拠法が第三国法であることを理由に、上記の仲裁判断の承認・執行を認めないという法的理由はないと考えるのが合理的です。

(2) 台湾法の観点

台湾は、ニューヨーク条約の加盟国ではありません。そのため外国仲裁判断の台湾内での承認・執行は、一般的な国際法上の法理である「国際上の儀礼及び国際互惠等の原則」により定められると考えられています。このことから、台湾の「仲裁法」第47条は、「中華民国領域外でなされた仲裁判断又は中華民国領域内で外国の法律によりなされた仲裁判断については、外国の仲裁判断とする。外国の仲裁判断は、法院に申請し、承認の裁定を経た後に、執行名義を取得する。」と規定し、また、同法第49条は、3つの事由、即ち、①仲裁判断の承認又は執行が中華民国の公序又は良俗に背く場合、②仲裁判断が中華民国の法律によればその紛争事項を仲裁により解決することができない場合、③外国の仲裁判断について、その判断地国又は判断に適用された仲裁法規の所属国が中華民国の仲裁判断についてこれを承認しない場合には、法院は、その申請を却下する裁定をすることができる」と規定しています。

上記3つの事由がある場合を除き、法院は、当該外国の仲裁判断を承認すべきであり、台湾の法院の実務見解でもこれを認めています。台湾の司法院も、行政文書解釈(1997年5月22日86秘台廳民三字第08986號)において現在、台湾と相互に仲裁判断を認めている国には、アメリカ、イギリス、韓国、香港等があることを確認しています。従って、アメリカのカリフォルニア州のICCでなされた仲裁判断等については、台湾の仲裁法の定めにより、台湾の裁判所に承認及び執行を申請することができます。

では、日本でなされた仲裁判断はどのように扱われるのでしょうか？この点、日本において台湾の仲裁判断が承認・執行がなされた例はないようです。しかし、台湾の裁判所は、日本商事仲裁協会の仲裁判断を台湾で承認・執行しました(最高法院の75年台抗字第335号判決)。その主要内容は、①互惠の原則は、外国仲裁判断がその判断国がまず台湾の仲裁判断を承認し、台湾の法院が当該外国の仲裁判断を承認しなければならないということではなく、そうでなければ儀礼の精神を失い、国際間の司法提携関係にも疑義が生じてしまう、②その判断地国が台湾の仲裁判断を承認しない場合に、台湾の法院は、その外国仲裁判断の承認の申請を棄却「しなければならない」のではなく、棄却することが「できる」のである、として、③日本の裁判所で台湾の仲裁判断を承認した先例はないことから法院が直ちにその外国仲裁判断の承認申請を棄却しなければならないものではないというもので、結果として抗告を棄却しています(結果として日本商事仲裁協会の仲裁判断の承認を認めています。)

要するに、「日本-台湾間では仲裁判断の相互承認・執行等の協定はなく、日本において台湾の仲裁判断の承認執行の過去の裁判例もないのですが、台湾においては、既に日本の仲裁判断が承認された例があり、現在までのところ、承認・執行の可能性があると考えることができます。ただし、仮に、将来、日本で台湾の仲裁判断の承認・執行を認めない裁判がなされた場合には、台湾においても、承認・執行しないことになる理論的な可能性は残ります。

以上

露木・赤澤法律事務所
 弁護士 赤澤 義文
 弁護士 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

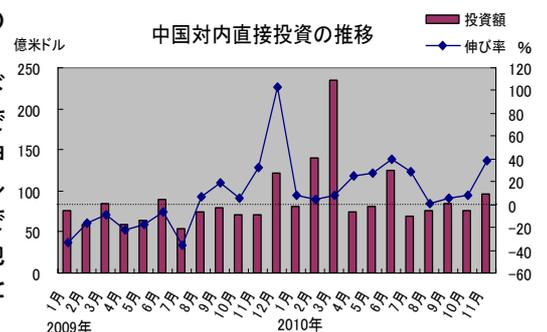
【経済】

◆**人民銀行 第4四半期の景況感アンケート結果を発表**: 中国人民銀行は15日、2010年第4四半期の金融機関、企業経営者、都市部預金者を対象とした景況感アンケート調査を発表した。①金融機関のマクロ経済景況感指数は前期比19.6ポイント下落して53.5となり、今年の最低値となった。また、通貨政策について、現状維持と予測した者は前期比22.8ポイント低下して41.1%となった一方、引き締めに向かうと予測した者は5割弱で、前期より23.1ポイント増加した。②企業経営者の信頼感指数は前期より5.2ポイント低下して74.2となったが、企業経営景況感指数は7期連続で上昇して71.3となり、調査開始以来の最高水準に達した。③個人の物価満足度指数は13.8に下落し、1999年の調査開始以来の最低値となり、「物価高は受容し難い」と回答した消費者の割合は前期比15.6ポイント上昇して73.9%に達した。また、収入、雇用満足度指数はそれぞれ前期比0.5ポイントと1ポイント低下して51.1と36.9となった。なお、不動産価格の上昇を予測した預金者の割合は、前期に比べ6.8ポイント増加して43.3%となり、不動産投資を投資手段とする預金者の割合は26.1%と、不動産が引き続き投資手段として最優先されていることが伺われた。

【貿易・投資】

◆**2011年の関税率発表**: 財政部は14日、2011年1月1日より適用する輸出入関税率を発表した。具体的には、①輸入関税について、中国の経済構造調整、省エネ・排出削減の方針に従い、資源製品、基礎原材料製品、重要部品の600品目について比較的低い年度輸入暫定税率を適用し、従来の品目以外に、プロパン、ブタン、脂肪酸、ポリイミドフィルム、チタンベルト、高精細カメラ、液晶プロジェクター用偏光板、電子制御式パーキングブレーキシステム等を新たに加える。また、中国国内の生産能力、技術水準、需給関係の変化に応じて、カーボンファイバー、イオン交換膜、商用車用チャージャー等品目の年度輸入暫定税率の引き上げ・撤廃も実施する。②輸出関税について、来年も引続き、石炭、石油、化学肥料、非鉄金属等「両高一資」(高エネルギー消費・高汚染・資源関連)製品に対し、暫定的に輸出関税を課する。また、レアアース輸出を規範化する為、一部のレアアース製品の輸出関税を引き上げるほか、化学肥料の価格上昇を抑制する為、化学肥料のオン・オフシーズン輸出関税率の適用時期等を調整する。③ASEAN諸国、香港、マカオ、台湾等、中国と自由貿易協定や関税優遇協定を締結している国・地域に対し、協定税率を実施する。なお、2011年の輸出入税目の総数は2010年の7,923品目から7,977品目に増加する。

◆**11月の対内直接投資 16ヶ月連続増**: 商務部の発表によると、11月の対内直接投資額(実行ベース)は97.0億米ドル(前年同月比+38.2%)と、2009年8月以来16ヶ月連続の増加となった。1-11月の累計は917.1億米ドル(前年同期比+17.7%)と昨年実績の900億米ドルを既に上回り、通年では1,000億米ドル前後に達する見通し。投資先としては、サービス業の伸びが今年の投資額増加に大きく貢献しており、その額は411.4億米ドル(同+29.3%)と製造業の439.9億米ドル(同+6.2%)に迫る勢いとなった。中でもビジネスサービス、IT、不動産分野への投資が増加している。また、地域別では、西部地区向けの投資が前年同期比39.0%増の67.2億米ドルとなり、東部(同+16.2%)、中部(同+18.4%)に比べ突出した伸びを見た。



◆**対外直接投資 5年間で急伸**: 商務部は15日、定例記者会見の席で、第11次5カ年計画期間の2006-2010年の間に中国の対外直接投資額が累計2,200億米ドルに達し、年平均増加率は30%前後となる見通しを明らかにした。これにより中国は世界第5位の対外投資大国となり、第10次5カ年計画期末の第18位から大きく躍進した。今年1-11月の直接投資累計額は475.6億米ドル、うち、買収による投資が175億米ドルと投資総額の36.8%を占めた。主な投資先は香港、ケイマン諸島、豪州、英領バージン諸島、スウェーデン、米国、カナダ、ロシア、ブラジル等となっており、ビジネスサービス、採鉱、製造、交通運輸、小売・卸売業に対する投資が全体の9割近くを占めている。商務部は、制度面の整備や情報の提供等を通じて今後も中国企業の「走出去」(海外投資)を更に推進していく方針を示した。

人民元の動き

日付	USD			前日比	JPY (100JPY)		前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close		Close	前日比								
2010.12.13	6.6582	6.6578~6.6670	6.6670	0.0114	7.9070	-0.0436	0.8569	0.0011	8.7979	-0.0153	2.5800	3061.18	85.92	
2010.12.14	6.6500	6.6488~6.6612	6.6551	-0.0119	7.9896	0.0826	0.8556	-0.0013	8.9531	0.1552	3.3000	3065.38	4.20	
2010.12.15	6.6587	6.6540~6.6599	6.6555	0.0004	7.9333	-0.0563	0.8565	0.0009	8.8646	-0.0885	2.1000	3048.89	-16.49	
2010.12.16	6.6570	6.6570~6.6668	6.6633	0.0078	7.9108	-0.0225	0.8569	0.0004	8.8205	-0.0441	2.8000	3034.97	-13.92	
2010.12.17	6.6600	6.6553~6.6671	6.6555	-0.0078	7.9276	0.0168	0.8561	-0.0008	8.8595	0.0390	3.7200	3030.29	-4.68	

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.6582で寄り付いた。米中合同商業貿易委員会が開催される14日に週間高値となる6.6488まで上昇したが、その後は6.65台~6.66台で横這いの値動きとなり、週初に比べ小幅な人民元高となる6.6555で越えた。中国国内の報道によると中国政府が来年の消費者物価指数上昇率の目標を4.0%に設定し、今年の3.0%から引き上げるとされている。また、中国人民銀行周小川総裁は、16日に過剰流動性の吸収を強化する手段として、預金準備率の引き上げを活用していく考えを示した。引き続きインフレ抑制に向けた政策は行われるだろうが、年内は大きな金融政策の変更はなく、人民元も現水準で安定した推移となるだろう。ただ、来年1月17日~20日の胡錦濤国家主席の訪米を控え、政治的な圧力も予想されることから、人民元は緩やかながらも上昇しやすい地合いが継続しそうだ。(12月20日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。